

別添 2 - 1

様式第3号(第5条関係)

1/4

建築物移動等円滑化誘導基準の適合状況調書

年 月 日作成

建 築 主 氏 名		建物名称		地名地番	
作 成 者	(勤務先)		(TEL)		(氏名)

《記入方法》

- (1) 「設計内容」の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。
(2) 「判定」の欄は、移動等円滑化誘導基準への適合の判定を次の記号により記入すること。
ア 基準に適合する場合 「○」
イ 基準に適合しない場合 「×」
ウ 該当しない項目 「―」

【一般基準】(多数の者が利用する特定施設に係る基準)

特定施設等		設計内容	判定	留意事項
出 入 口 (建築物移動等円滑化誘導基準第2条)	高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造および配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号。以下「建築物移動等円滑化誘導基準」という。)に定める基準			
	①すべての出入口	(1) 幅は90cm以上であるか (2) 戸は 車椅子使用者 が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)	昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。
	②1以上の建物出入口	(1) 幅は120cm以上であるか (2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	(内法幅) cm (開閉方式・有無)	建物出入口とは、建築物の直接地上へ通ずる出入口をいう。
	廊 下 等 (建築物移動等円滑化誘導基準第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに 車椅子 がすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③点状ブロック等の敷設(階段または傾斜路の上端に近接する部分) ④戸は 車椅子使用者 が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか ⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか ⑦休憩設備を適切に設けているか	(有無・内法幅) cm (仕上げ材) (敷設の有無) (開閉方式・有無) (措置の有無) (措置内容) (有無)	車椅子使用者 の利用上支障がない部分(※2)は適用除外 ※1 車椅子使用者 の利用上支障がない部分(※2)は適用除外
階 段 (建築物移動等円滑化誘導基準第4条)	①幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		手すりの幅は10cm以内まで不算入
	② 蹴上げ は16cm以下であるか	(蹴上げ) cm		
	③踏面は30cm以上であるか	(踏面) cm		
	④両側に手すりを設けているか	(有無)		踊り場は除く。
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)		
	⑥段は識別しやすいものか	(段鼻/その他)		
	⑦段はつまづきにくいものか	(措置の内容)		
	⑧点状ブロック等を敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)しているか	(措置の有無)		※3
	⑨主な階段を回り階段としていないか	(回り階段の有無)		
(建築物移動等円滑化誘導基準第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーター(2以上の階にわたるときは 建築物移動等円滑化誘導基準 第7条の昇降機に限る)を設けているか	傾斜路・エレベーターの別		車椅子使用者 の利用上支障がない部分(※4)は適用除外

※1 平成18年国土交通省告示第1489号第一で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 **車椅子使用者用駐車施設**が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

※3 平成18年国土交通省告示第1489号第二で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 **車椅子使用者用駐車施設**が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準	設計内容	判定	留意事項
傾 斜 路 (建築物移動等円滑化誘導基準第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか	(内法幅・併設の有無) cm		車椅子使用者 の利用上支障がない部分(※5)は適用除外
	②勾配は1/12以下であるか	(勾配) /		車椅子使用者 の利用上支障がない部分(※5)は適用除外
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか	(有無)		車椅子使用者 の利用上支障がない部分(※5)は適用除外
	④両側に手すりを設けているか	(有無)		勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか	(仕上げ材)		
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか	(措置の内容)		
	⑦点状ブロック等を敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)しているか	(措置の有無)		※6
エレベーター (建築物移動等円滑化誘導基準第7条)	①必要階(利用居室または 車椅子使用者用便所・客席・駐車施設・客室・浴室等 のある階、地上階)に停止する昇降機が1以上あるか	(措置の有無)		
	②多数の者／主として高齢者、身体障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	(1) 籠および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm	
		(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm	
		(4) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)	
		(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)	
	③多数の者／主として高齢者、身体障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) ②のすべてを満たしているか	(措置の有無)	
		(2) 籠の幅は、140cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(3) 籠は 車椅子 が転回できる形状か	(措置の有無)	
		(4) 籠内および乗降ロビーに 車椅子使用者 が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)	
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	(1) 籠および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(2) 籠の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm	
		(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm	
		(4) 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)	
		(5) 乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)	
		(6) 籠の幅は、140cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(7) 籠は 車椅子 が転回できる形状か	(措置の有無)	
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー（ 車椅子使用者用経路を構成するエレベーター・乗降ロビーを含む ）	(1) ④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	(措置の有無)	
		(2) 籠の幅は160cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(3) 籠および昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm	
		(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	(大きさ) × cm	
		(5) 籠内および乗降ロビーに 車椅子使用者 が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)	
	⑥不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) ③のすべてまたは⑤のすべてを満たしているか	(措置の有無)	※7
		(2) 籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)	
		(3) 籠内および乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)	
		(4) 籠内または乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)	

※5 **車椅子使用者用駐車施設**が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

※6 平成18年国土交通省告示第1489号第三で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※7 平成18年国土交通省告示第1486号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

3/4

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
特殊な構造 または使用形態 のエレベーター その他の昇降機 (建築物移動等円 滑化誘導基準第 8条)	①エレベーター の場合	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号 第1第9号 のもの)であるか	(措置の有無)		
		(2) 籠 幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm 以上であるか	(内法幅・奥行き) cm		
		(3) 籠 の床面積は十分であるか(車椅子使用者が 籠 内で方向を変更する必要がある場合)	(措置の有無)		
	②エスカレー ターの場合	(1) 車椅子使用者用エスカレーター (平成12年 建設省告示第1417号第1ただし書のもの)で あるか	(措置の有無)		
便 所 (建築物移動等 円滑化誘導基準 第9条)	①車椅子使用者 用便房	多数の者が利用する便所内に、 車椅子使用者用 便房を1以上設置しているか	(措置の有無)		※8
		(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されてい るか	(措置の有無)		
		(2) 車椅子 で利用しやすいよう十分な空間が確 保されているか	(措置の有無)		
		(3)イ 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		当該便房を設ける便所も 同様
		(3)ロ 出入口戸は 車椅子使用者 が通過しやす く、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	②多数の者が利用する便所を設ける際に、 高齢者、障害者等が円 滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を設け ているか(各階1以上)	(措置の有無)			
	③男子用小便器 のある便所	床置き的小便器等を設けているか(各階の男子用 小便器を設ける便所のうち1以上)	(措置の有無)		受け口の高さ35cm以下 のものに限る。
劇場等の客席 (建築物移動 等円滑化誘導 基準第9条の 2)	① 客席数に応じた誘導基準適合車椅子使用者用部分を設けてい るか ・客席数100以下:2以上 ・客席数100超200以下:2% (端数切り上げ) 以上 ・客席数200超2,000以下:1% (端数切り上げ) +2以上 ・客席数2,000超:0.75% (端数切り上げ) +7以上		(設置数/客席数) △		
	② 誘導基準適合車椅子使用者部分を2以上に分散して設けている か(客席数が200を超える場合)		(措置の有無)		
ホテルまたは 旅館の客室 (建築物移動等円 滑化誘導基準第 10条)	①客室の総数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+2以上) 車椅子使用者用客室 を設けているか		(設置数/全客室数) △		
	②出 入 口	(1) 幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) 戸は 車椅子使用者 が通過しやすく、前後に 水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	③ 便 房	(1) 車椅子使用者用便房 を設けているか	(措置の有無)		同じ階に 車椅子使用者用 便房 とした共用便所があ る場合は免除
		・出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		・当該便房を設ける便所 も同様
		・出入口の戸は 車椅子使用者 が通過しやすく、 前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		・同じ階に 車椅子使用者 用便房 とした共用便所が ある場合は免除
	④車椅子使用者 用浴室等	車椅子使用者用浴室等 を1以上設けているか	(箇所数) 所		共用の浴室等がある場合 は免除
		(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置さ れているか	(措置の有無)		
		(2) 車椅子 で利用しやすいよう十分な空間が確 保されているか	(措置の有無)		
		(3) 出入口幅80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(4)出入口戸は 車椅子使用者 が通過しやすく、前 後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
敷地内の通路 (建築物移動等円 滑化誘導基準第 11条)	①幅は180cm以上であるか ※9		(内法幅) cm		車椅子使用者 の利用上支 障がない部分(※10)は適 用除外
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	③戸は 車椅子使用者 が通過しやすく、前後に水平部分を設けてい るか ※9		(開閉方式・有無)		車椅子使用者 の利用上支 障がない部分(※10)は適 用除外
	④段がある部分	(1) 幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		手すりの幅は10cm以内 まで不算入
		(2) 蹴上げ は16cm以下であるか	(蹴上げ) cm		

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
敷地内の通路 (建築物移動等円滑化誘導基準第11条)	④段がある部分	(3) 路面は30cm以上であるか	(路面) cm		
		(4) 両側に手すりを設けているか	(有無)		
		(5) 識別しやすいものか	(措置の内容)		
		(6) つまづきににくいものか	(措置の内容)		
	⑤段以外に傾斜路またはエレベーターその他昇降機を設けているか ※9		(傾斜路・昇降機の別)		車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外
	⑥傾斜路	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか ※9	(内法幅・併設の有無) cm		車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外
		(2) 勾配は1/15以下であるか ※9	(勾配) /		車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外
		(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除) ※9	(有無)		車椅子使用者の利用上支障がない部分(※10)は適用除外
		(4) 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除)	(有無)		
		(5) 前後の通路と識別しやすいものか	(措置の内容)		

※8 令和6年国土交通省告示第1294号で定める以下の場合を除く。

- ・多数の者が利用する便所に近接する位置にある場合
- ・男子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所内に設ける場合または当該便所に近接する位置にある場合
- ・女子用の便房のみを設ける多数の者が利用する便所内に設ける場合または当該便所に近接する位置にある場合

※9 地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る。

※10 車椅子使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
駐車場 (建築物移動等円滑化誘導基準第12条)	①車椅子使用者用駐車施設	駐車場に設ける駐車施設の数の2% (端数切り上げ) 以上設置しているか	(設置数/全設置数) / 台		※11
		(1) 幅は350cm以上であるか	(幅) cm		
		(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	(措置の有無)		
浴室等 (建築物移動等円滑化誘導基準第13条)	①車椅子使用者用浴室等を1以上設けているか	車椅子使用者用浴室等を1以上設けているか	(箇所数) 所		
		(1) 車椅子使用者用浴室等としているか	(措置の有無)		
		(2) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 出入口戸は車椅子使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
標識 (建築物移動等円滑化誘導基準第14条)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の付近に標識を設置しているか		(措置の有無)		
案内設備 (建築物移動等円滑化誘導基準第15条)	建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所または駐車施設の配置を案内する設備を設けているか		(措置の有無)		容易に視認できる場合または案内所を設けた場合は除く。
	建築物またはその敷地に、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機または便所の配置を点字等により視覚障害者に示すための設備を設けているか		(措置の有無)		案内所を設けた場合は除く。

※11 令和6年国土交通省告示第1296号で定める以下の場合を除く。

- ・多数利用機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車の乗降することが可能な場所を1以上設ける場合
- ・多数利用機械式駐車場および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設け、かつ、当該多数利用機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車の乗降することが可能な場所を1以上設け、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数の合計数が、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数の合計数の2%以上である場合

【視覚障害者移動等円滑化経路】 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準)

※12

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (建築物移動等円滑化誘導基準第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設または音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)		(措置の内容)		
	②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		(措置の有無)		
	③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		(措置の有無)		※13

※12 平成18年国土交通省告示第1489号四で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※13 平成18年国土交通省告示第1497号で定める以下の部分を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分または傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

別添 2 - 2

様式第3号(第5条関係)

1/4

建築物移動等円滑化誘導基準の適合状況調書

年 月 日作成

建築主氏名		建物名称		地名地番	
作成者	(勤務先)		(TEL)		(氏名)

《記入方法》

- (1) 「設計内容」の欄は、簡潔に設計内容を記入し、措置の内容が確認できる図面等を添付すること。
(2) 「判定」の欄は、移動等円滑化誘導基準への適合の判定を次の記号により記入すること。
ア 基準に適合する場合 「○」
イ 基準に適合しない場合 「×」
ウ 該当しない項目 「―」

【一般基準】(多数の者が利用する特定施設に係る基準)

特定施設等		設計内容	判定	留意事項
出入口 (建築物移動等円滑化誘導基準第2条)	①すべての出入口	(1) 幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm	昇降機・便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。
		(2) 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)	
	②1以上の建物出入口	(1) 幅は120cm以上であるか	(内法幅) cm	建物出入口とは、建築物の直接地上へ通ずる出入口をいう。
		(2) 戸は自動に開閉し、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)	
廊下等 (建築物移動等円滑化誘導基準第3条)	①幅は180cm以上(区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所がある場合、140cm以上)であるか		(有無・内法幅) cm	車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)は適用除外
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)	
	③点状ブロック等の敷設(階段または傾斜路の上端に近接する部分)		(敷設の有無)	※1
	④戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		(開閉方式・有無)	車いす使用者の利用上支障がない部分(※2)は適用除外
	⑤側面に外開きの戸がある場合はアルコーブとしているか		(措置の有無)	
	⑥突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか		(措置内容)	
	⑦休憩設備を適切に設けているか		(有無)	
階段 (建築物移動等円滑化誘導基準第4条)	①幅は140cm以上であるか		(内法幅) cm	手すりの幅は10cm以内まで不算入
	②けあげは16cm以下であるか		(けあげ) cm	
	③踏面は30cm以上であるか		(踏面) cm	
	④両側に手すりを設けているか		(有無)	踊り場は除く。
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)	
	⑥段は識別しやすいものか		(段鼻/その他)	
	⑦段はつまづきにくいものか		(措置の内容)	
	⑧点状ブロック等を敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分)しているか		(措置の有無)	※3
	⑨主な階段を回り階段としていないか		(回り階段の有無)	
(建築物移動等円滑化誘導基準第5条)	①階段以外に傾斜路・エレベーター(2以上の階にわたるときは基準省令第7条の昇降機に限る)を設けているか		傾斜路・エレベーターの別	車いす使用者の利用上支障がない部分(※4)は適用除外

※1 平成18年国土交通省告示第1489号第一で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合

※2 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる廊下等の部分

※3 平成18年国土交通省告示第1489号第二で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・段部分と連続して手すりを設ける場合

※4 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずる階段である場合

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
傾 斜 路 (建築物移動等円滑化誘導基準第6条)	①幅は150cm以上(階段に併設する場合は120cm以上)であるか		(内法幅・併設の有無) cm		車いす使用者の利用上支障がない部分(※5)は適用除外
	②勾配は1/12以下であるか		(勾配) /		車いす使用者の利用上支障がない部分(※5)は適用除外
	③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		(有無)		車いす使用者の利用上支障がない部分(※5)は適用除外
	④両側に手すりを設けているか		(有無)		勾配1/12以下で高さ16cm以下の傾斜部分は免除
	⑤表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	⑥前後の廊下等と識別しやすいものか		(措置の内容)		
	⑦点状ブロック等を敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分)しているか		(措置の有無)		※6
エレベーター (建築物移動等円滑化誘導基準第7条)	①必要階(利用居室または車いす使用者用便所・駐車施設・浴室等・客室のある階、地上階)に停止する昇降機が1以上あるか		(措置の有無)		
	②多数の者／主として高齢者、身体障害者等が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	(1) <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) <u>かご</u> の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
		(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(4) <u>かご</u> 内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(5) 乗降ロビーに到着する <u>かご</u> の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
	③多数の者／主として高齢者、身体障害者等が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) ②のすべてを満たしているか	(措置の有無)		
		(2) <u>かご</u> の幅は、140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) <u>かご</u> は車いすが転回できる形状か	(措置の有無)		
		(4) <u>かご</u> 内および乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	④不特定多数の者が利用するすべてのエレベーター・乗降ロビー	(1) <u>かご</u> および昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) <u>かご</u> の奥行きは135cm以上であるか	(奥行き) cm		
		(3) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(4) <u>かご</u> 内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(5) 乗降ロビーに到着する <u>かご</u> の昇降方向を表示する装置を設けているか	(措置の有無)		
		(6) <u>かご</u> の幅は、140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(7) <u>かご</u> は車いすが転回できる形状か	(措置の有無)		
	⑤不特定多数の者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) ④(2)、(4)、(5)、(7)を満たしているか	(措置の有無)		
		(2) <u>かご</u> の幅は160cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) <u>かご</u> 及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(4) 乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか	(大きさ) × cm		
		(5) <u>かご</u> 内および乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
	⑥不特定多数の者または主として視覚障害者が利用する1以上のエレベーター・乗降ロビー	(1) ③のすべて又は⑤のすべてを満たしているか	(措置の有無)		※7
		(2) <u>かご</u> 内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)		
		(3) <u>かご</u> 内および乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか	(措置の有無)		
		(4) <u>かご</u> 内または乗降ロビーに到着する <u>かご</u> の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	(措置の有無)		

※5 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、階段等のみに通ずる傾斜路の部分

※6 平成18年国土交通省告示第1489号第三で定める以下の場合を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・自動車車庫に設ける場合
- ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

※7 平成18年国土交通省告示第1486号で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合

3/4

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
特殊な構造 または使用形態 のエレベーター その他の昇降機 (建築物移動等 円滑化誘導基準 第8条)	①エレベーター の場合	(1) 段差解消機(平成12年建設省告示第1413号 第1第七号 のもの)であるか	(措置の有無)		
		(2) かご 幅は70cm以上、かつ、奥行きは120cm 以上であるか	(内法幅・奥行き) cm		
		(3) かご の床面積は十分であるか(車いす使用 者がかご 内で方向を変更する必要がある場 合)	(措置の有無)		
	②エスカレー ターの場合	(1) 車いす使用者用エスカレーター (平成12年 建設省告示第1417号第1ただし書のもの)であ るか	(措置の有無)		
便 所 (建築物移動等 円滑化誘導基準 第9条)	①多数の者が利用する便所が設けられている階ごとに、水洗器具を 設けた便所を設けているか(各階1以上)		(措置の有無)		
	②車いす使用者 用便所	当該階の便所総数の2%以上(同総数が200を超え る場合は1%+2以上)設置しているか	(設置率/便所総数) / 所		多数の者が利用する便所 を設ける階に適用
		(1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されてい るか	(措置の有無)		
		(2) 車いす で利用しやすいよう十分な空間が確 保されているか	(措置の有無)		
		(3) イ 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		当該便所を設ける便所も 同様
		(3) ロ 出入口戸は 車いす使用者 が通過しやす く、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	③車いす使用者 用便所を設け ない便所	腰掛便座および手すりの設けられた便所を1以上 設けているか	(設置数・近接の有無)		車いす使用者便所のある 便所に近接している場合 を除く。
	④男子小便器の ある便所	床置き式の小便器等を設けているか(各階1以上)	(措置の有無)		受け口の高さ35cm以下の ものに限る。
ホテルまたは 旅館の客室 (建築物移動等 円滑化誘導基準 第10条)	①当該施設客室の総数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+ 2以上) 車いす使用者用客室 を設けているか		(設置数/全客室数) /		
	②出 入 口	(1) 幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) 戸は 車いす使用者 が通過しやすく、前後に 水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	③ 便 房	(1) 車いす使用者用便所 を設けているか	(措置の有無)		同じ階に 車いす使用者用 便所 とした共用便所があ る場合は免除
		・ 出入口の幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		同じ階に共用便所がある 場合は免除(当該便所を 設ける便所も同様)
		・ 出入口の戸は 車いす使用者 が通過しやすく、 前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
	④車いす使用者 用浴室等	車いす使用者用浴室等 を1以上設けているか	(箇所数) 所		共用の浴室等がある場合 は免除
		(1) 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置さ れているか	(措置の有無)		
		(2) 車いす で利用しやすいよう十分な空間が確 保されているか	(措置の有無)		
		(3) 出入口幅80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(4) 出入口戸は 車いす使用者 が通過しやすく、前 後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
敷地内の通路 (建築物移動等 円滑化誘導基準 第11条)	①幅は180cm以上であるか ※8		(内法幅) cm		車いす使用者 の利用上支 障がない部分(※9)は適 用除外
	②表面は滑りにくい仕上げであるか		(仕上げ材)		
	③戸は 車いす使用者 が通過しやすく、前後に水平部分を設けている か ※8		(開閉方式・有無)		車いす使用者 の利用上支 障がない部分(※9)は適 用除外
	④段がある部分	(1) 幅は140cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(2) けあげ は16cm以下であるか	(けあげ) cm		

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
敷地内の通路 (建築物移動等円滑化誘導基準第11条)	④段がある部分	(3) 路面は30cm以上であるか	(路面) cm		
		(4) 両側に手すりを設けているか	(有無)		
		(5) 識別しやすいものか	(措置の内容)		
		(6) つまづきにくいものか	(措置の内容)		
	⑤段以外に傾斜路またはエレベーターその他昇降機を設けているか ※8		(傾斜路・昇降機の別)		車いす使用者の利用上支障がない部分(※9)は適用除外
	⑥傾斜路	(1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか ※8	(内法幅・併設の有無) cm		車いす使用者の利用上支障がない部分(※9)は適用除外
		(2) 勾配は1/15以下であるか ※8	(勾配) /		車いす使用者の利用上支障がない部分(※9)は適用除外
		(3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか(勾配1/20以下の場合は免除) ※8	(有無)		車いす使用者の利用上支障がない部分(※9)は適用除外
		(4) 両側に手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下または1/20以下の傾斜部分は免除)	(有無)		
		(5) 前後の通路と識別しやすいものか	(措置の内容)		

※8 地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入り口までに限る。

※9 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内の通路の部分

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
駐 車 場 (建築物移動等円滑化誘導基準第12条)	①車いす使用者用駐車施設	当該駐車場の全駐車台数の2%以上(同総数が200を超える場合は1%+2以上)設置しているか	(設置数/全設置数) / 台		多数の者が利用する駐車場を設ける場合に適用
		(1) 幅は350cm以上であるか	(幅) cm		
		(2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか	(措置の有無)		
浴 室 等 (建築物移動等円滑化誘導基準第13条)	①車いす使用者用浴室等を1以上設けているか	車いす使用者用浴室等を1以上設けているか	(箇所数) 所		多数の者が利用する浴室等を設ける場合に適用
		(1) 車いす使用者用浴室等としているか	(措置の有無)		
		(2) 出入口幅は80cm以上であるか	(内法幅) cm		
		(3) 出入口戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか	(開閉方式・有無)		
標 識 (建築物移動等円滑化誘導基準第14条)	移動等円滑化の措置がとられた設備の付近に標識を設置しているか		(措置の有無)		
案 内 設 備 (建築物移動等円滑化誘導基準第15条)	建築物またはその敷地に、移動等円滑化のための主要な設備の配置を案内する設備を設けているか		(措置の有無)		容易に視認できる場合または案内所を設けた場合は除く。

【視覚障害者移動等円滑化経路】 (道等から案内設備までの主な経路に係る基準)

※10

特定施設等	建築物移動等円滑化誘導基準に定める基準		設計内容	判定	留意事項
案内設備までの経路 (建築物移動等円滑化誘導基準第16条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除)		(措置の内容)		
		②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		
		③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか	(措置の有無)		※11

※10 平成18年国土交通省告示第1489号四で定める以下の場合を除く。

- ・自動車車庫に設ける場合
- ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合

※11 平成18年国土交通省告示第1497号で定める以下の部分を除く。

- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
- ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

(令和 7 年 5 月 2 9 日 掲 示 済 み)